

令和6年度より、年休・特休の付与日が変わります

常勤・非常勤を問わず、年休及び一部の特休の付与日は採用日及び4月1日に変わります。

変更内容

○年休付与日が変わります

雇用区分	常勤		非常勤	
	変更前	変更後	変更前	変更後
採用初年度	採用日	採用日	採用から半年経過後	<u>採用日</u>
採用2年度目以降	1月1日	<u>4月1日</u>	初回付与日から1年経過後	<u>4月1日</u>

※付与日数に変更なし

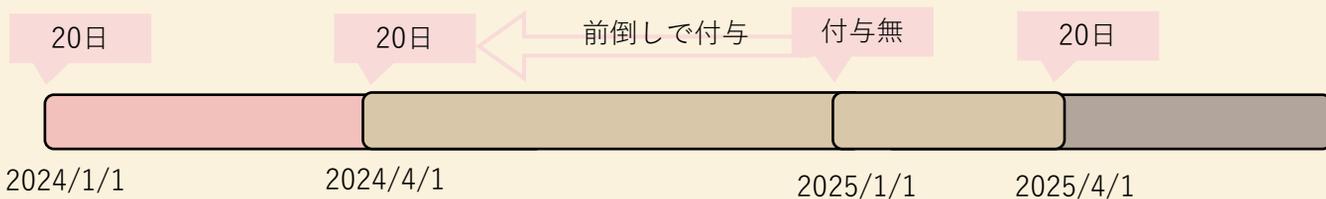
○特休付与日が変わります

常勤職員の特別休暇（子の看護休暇、介護休暇、出生サポート休暇、社会貢献活動）について、これまで毎年1月1日に付与していましたが、次年度からは毎年4月1日付与に変わります。非常勤職員の特別休暇の付与日に変更はありません。また、常勤・非常勤ともに、従来の付与日数から変更はありません。

変更方法

令和5年度中はこれまで通り年休を付与します。（常勤職員は1月1日、非常勤職員は採用から半年経過日）。令和5年度中に付与した年休とは別に、令和6年4月1日に、令和6年度中に新たに付与予定であった年休及び特休を前倒しで付与します。

例：常勤職員の年休付与（令和5年度～令和7年度）



また、経過措置として、年休の繰越期限を延長します。本来は年休付与日から2年経過した日に消滅する年休を、2年経過日以後に迎える最初の3月31日まで使用可能といたします。（4月1日付与者を除く）

そのため、最大60日の年休が使用可能となります。（繰越40日、新規付与20日）

例：常勤職員の年休繰越例（令和5年度～令和7年度）

	2024/1/1	2024/4/1	2025/1/1	2025/4/1	2026/1/1	2026/4/1
繰越	20日 (A)	40日 (A+B)		60日 (A+B+C)		60日 (B+C+D)
新規付与	20日 (B)	20日 (C)		20日 (D)		20日
消滅			差引無	20日 (A)	差引無	40日 (B+C)
年休合計日数	40日	60日	60日	60日	60日	40日

本件詳細は、[職員課ホームページ](#)に資料を掲載しています。また、本件に関して勤怠担当者向け説明会（勤怠担当以外も参加可能）を3月に開催予定です。説明会実施後にご不明点があれば、本件担当までお問い合わせください。

【本件担当】 琉球大学総務部職員課職員係（E-Mail：jnsyoku@acs.u-ryukyu.ac.jp）